第 14 回関西障害学生支援担当者懇談会

<分科会報告>

日時:平成27年2月5日(木曜日)

場所:佛教大学

【管理職分科会】

本分科会では、各大学における障害学生支援の管理職(管理業務も担当者する実務担当者も含む)により、支援のシステムや組織体制等について情報交換を行った。

1. 支援のシステム、組織体制

参加者の所属する大学は、組織規模(学生数)や設置形態が様々であったが、いずれの 大学においても、障害学生支援を担当するシステムの必要性は感じていた。障害学生支援 専門の窓口を設置しているかどうかは、組織の規模等によって異なるが、大学ごとのやり 方で障害学生支援はすすめているということであった。そのなかでも、いくつかの課題が あることが共有された。主な内容は、以下のとおり。

- ・ 支援の対象、範囲の設定
- システムの存在が共有しきれていない
- ・ 学内外のネットワーク
- 守秘義務、情報共有
- ・ 専門スタッフの確保、専門性
- ・ ノウハウ、資源の蓄積
- ・ 支援の均一化(特に大規模の大学)

大学の現状によって、このような課題の解決が必ずしも一致するわけではなく、その大学の組織形態や風土、関連するリソースの存在などによって解決方法は異なるだろう。しかしながら、今後ますます増加することが予想される支援のニーズに対応するために、現状を整理して、中長期的な見通しをもった整備がのぞまれるということが共有された。

2. 規程、ポリシー

障害学生支援に関して、すでに明確な規程やポリシーをもっている大学もあるが、多くの大学では未整備である。支援を適切にスムーズに行うために、このような基準は役立つことに加えて、学内でのコンセンサスを構築していくという意味においても、今後このような作業が必要になる。

特に、障害者差別解消法の施行に向けて、国公立大学においては対応要領の策定、私立 大学においては対応指針に準じた何らかの方針を打ち出していく必要性があるだろう。「合 理的配慮」というものも、多くの教職員にすれば戸惑いを覚えるものであり、明確な基準 まではつくれないとしても、支援の申請方法から支援の実施やそのための予算整備などを スムーズにするためにも、学内の教職員が共通認識をもつことは大切であり、そのためにも規定やポリシーは必要になるのではないかということが共有された。

3. 情報公開

障害学生支援のニーズの増加、また発達障害や難病など個別的且つ複雑な支援が顕在化していることをふまえて、大学内だけでの解決ではなく、例えば、学生の出身校や外部の支援機関等との連携は不可欠ではないか。ただ、そのためには大学ではどのような支援が行われているか、また、そのプロセスとはどのようなものかといった情報を社会にも発信していく必要があるだろう。

単に、一般論としての支援内容を記載するだけではなく、より効果を高めるために大学としてのアウトプットの方法・内容については、今後もしっかりと検討していく必要がある。例えば、事例として実際に学内で支援を利用しながら学生生活を送っている学生を知る機会をつくるということなどが考えられる。

いずれのテーマも、最終的には大学ごとに解決していくものではあるが、様々な大学の 様子を知ることで参考になることは多い。今後も大学間の情報交換の必要性を感じるとい うことが共有された。

【受験から入学前後の対応①分科会】

本分科会では、教員、障がい学生支援担当者、看護師、専任職員(学生支援部門)とさまざまな職種の方が集まり、受験前~入学前後の障がい学生対応について情報・意見交換、さらに、今後の改善策や対応について議論を行った。その中でも、以下の4点が話題の中心となった。

1. 高校と大学の連携

高校から大学へ障がい学生の情報がうまく伝達されていないと感じる参加者が多かった。 理由としては、「(特に受験前に)大学に障がいの情報を伝えると不利になる」と思っている高校・受験生が多いということが考えられるのではないか。ある大学では、不公平にならないことを知ってもらうために、聾学校の生徒が実際に大学の講義を体験(聴講)し、在学している聴覚障がい学生と話し合う場を設けるなど、受験の段階で障がいを理由とした差別がないことを伝えている。

私立大学でも附属高校との連携が必ずしもスムーズでないこともある。ある大学では、大学が附属高校へスクールカウンセラーを週に1回派遣して連携を図っている。しかし、高校は大学に情報を流さず、高校内で完結させたい模様である。また、附属高校では障がいの疑いのある学生を把握しており、その情報を大学に伝達したい思いがある一方、その当事者・保護者に障がいについて伝えておらず、本人と親はもちろん「障がい」への自覚がない。そのため、大学入学と同時に、該当学生に声かけをすること自体が難しい、という意見もあった。さらに、本人の自己理解の度合いにより大学での支援が変わる場合もあるため、高校に対して「生徒の自己理解を促して大学へ送り出してほしい」という意見があった。

2. 「健康カード」の作成

ある大学では、入学時に提出する「身体状況報告書」をもとに学校医が面談をおこなった後、自身の障がいを教員に問題なく伝えることができる学生に対しては、体調不良等による退出許可や、座席配慮といった簡易な配慮依頼を記した「健康カード」を作成している。このカードを本人が授業担当教員に提示するだけで配慮を受けることができるというシステムである。このシステムについて、同大学の参加者より詳細の説明があった(詳細は以下のとおり)。

健康カードの存在は、健康管理センターが掌握する該当学生のみに周知しており、一般 学生に障がい・症状を知られる心配が無く、健康カードを提示するだけで教員からの配慮 を得られる、という利点がある。健康カードを利用する方法の他、講義開始前に担当者(学生相談センターの相談員等)が同伴して配慮依頼文書を授業担当教員へ渡す(健康管理センターを経由しない)というシステムもある。

なお、健康カードを利用して退出した場合は健康管理センターへ行く旨もカードに記載されている(利用者の自己都合で途中退出しないように)。「身体状況報告書」の自由記述欄で、授業受講に支障がありそうな学生がいれば、聞き出すよう心がけている。学生によっては、「健康カード」を持っているものの卒業まで使わない学生もいる。しかし、彼らの声を聞くと「何かあったときのために持っていると安心である」との声が聞かれ、直接使うことのない学生においても必要なものとなっている。

また、身体障がいで進行性のある学生の場合は、「○○の医療センターまで連絡をする」など、様々なケースを想定した TO DO リストを作成し、守秘義務の範囲内で共有している大学もある。また、「健康調査アンケート」の自由記述欄に記入した学生には、すべてその状況を聞き出すようにしている大学が多く見受けられた。

また、自由記述欄を少し広くして「何か伝えたいことがありましたら記入してください」 と一言付け加えたところ、自由記述欄の記入が増加し、支援を必要とする新入学生の把握 が容易になったという事例も報告された。

3. 入試・定期試験での時間延長

入試時の配慮ならびにその情報の公開(対外面)で苦慮している大学があった。例えば身体障がいのある受験生への試験時間延長について、なぜその時間が必要であるかの根拠がわかりにくい場合があり、大学入試センター試験の配慮(肢体不自由学生 1.3 倍等)に準ずる大学が多い。しかし本当にこれが当該受験生に適したものか、また、配慮を必要としない他の受験生との公平性が確保できているかが課題である。これを検証している大学は少ない模様で、検証すべきであるとの意見があった。

ある大学では独自の基準を設け、時間延長を願い出た学生については障がいの種類・程度にかかわらず、統一して「1.5倍の時間延長」としているとのことであった。

また、発達障がいの疑いはあるが診断書がない学生でも、カウンセラーが彼らの状態を 把握していれば別室受験・時間延長の措置を取っている大学もある一方、診断書がなけれ ば別室受験等の措置は行わない大学もある。このように各大学での対応には異なる点が多 い。「障がい学生本人と、学部や障がい学生担当窓口による『対話』で、合意形成していく ことが大切だ」との意見があった。

また、出題時の難しさも話題となった。ディスレクシアで、ひらがなの表記は可能だが 漢字を書くことができない学生が在籍する大学の参加者は、「100字以内で記述せよ」とい った字数制限のある問題が出題されると、漢字を用いれば 100 字以内で収まるが、ひらがなで書くと超えてしまう、という事例を挙げ、「当該テストでは 100 字を超えることを認めても、卒業まで漢字が書けないことを認め続けるとすれば、ディプロマポリシー(学位授与の方針)に抵触するのではないかと懸念される」とのことであった。

なお、入学センター・入試課勤務の経験者によると、出題ミスが最もよく見つかるのは 点訳するときであるという(丁寧に校正するため)。また、点字利用者に対してふさわしく ない問題(書き下し文等)が含まれているのが指摘されることもあった。

4. 合理的配慮に基づく支援について

障がい学生が幼少期から支援サービスを受けており、「支援を受けて当たり前」と思っているケースが多いと感じている大学があった。そういった学生には、「自分の力で支援を申し出ないと、社会人として生きていけないこと(=社会に出れば簡単に支援を受けることができないこと)」、「卒業後の自立を見据えた支援をしている」ことを何度も伝えることが重要となるとの意見があった。

「障害者差別解消法」の施行に伴い、合理的配慮に基づく支援を実施していくことになるが、このことを「全ての(障がい学生にとって好都合な)支援を大学がするべき」と解釈している学生・保護者が多いのではないか。実際、入学予定の保護者より、本人が友人に支援を求めるべき部分であっても、大学側がすべて支援すべきであると入学前の面談で強く求めた例もあり、本来の支援方法が変わることを危惧している大学もある。

大学が教育の本質は何かということを説明でき、これに基づく支援のガイドラインを示す (大学における支援の対象や範囲を伝える)ことで、障がい学生・保護者とのコミュニケーションがうまく図れるのではないかとの意見があった。

【受験から入学前後の対応②分科会】

本分科会では、障がい学生支援担当の教職員や、視覚障がいのある当事者など、様々な立場の視点から現状の問題や課題点について、情報交換が行われた。

1. 新入生の障がいに気づくまで

受験生の中には、「障がい」が受験の合否に何らかの影響を及ぼすのではないかと懸念する学生や保護者もいて、「障がい」を隠して受験することも少なくない。

特に、発達障がい学生は、大学生活の中で支援の必要性が明確になることが多く、この 背景には「障がいがあること」の自己理解が進んでいない、また「大学で障がい学生支援 が可能」であることを知らない学生と保護者が多いことが理由と考えられる。

このような課題について、ある大学では、入学手続き書類に同封している「健康診断書」を基に支援の必要性を感じる学生をピックアップし、入学以前に相談を持ちかけているとのことであったが、今後は「健康診断書」の項目欄に「学生相談センターや健康管理センターの連絡先を記載する」また、「障がい学生の支援が可能である旨、文言を付け加える」など、大学から支援の窓口を広げる様々な工夫が必要であるとの意見があった。

また、入学前の学生および保護者に対して、大学の支援制度に関する情報提供が少ないことから、今後は、大学における支援について積極的に情報開示(ホームページ、オープンキャンパス等を利用し、支援に関する内容の説明)を行う必要があるとの意見があった。

2. 入学前の面談時に重要なこと

面談にあたり注意すべき点は、障がい学生にどのような特徴があり、どこまでの支援を 必要としているか明確にすることである。

障がい種別の固定観念(視覚障がい=点字が必要等)を持つのではなく、あくまでも、学生本人がどのような支援を求めているのか、また大学はどこまでの支援が可能であるのか、 ヒアリングを通して相互理解していくことが重要であるとの意見があった。

なお、視覚障がい学生について具体的にどのような点に注意し、面談をすればいいか質問がなされ、全盲者については、技術面に個人差があることが多いため、一人で通学が可能かどうか、またパソコンを使用し読み書きができるか等、詳しく確認することが必要であるとの意見があった。

特に、掲示物や授業の変更に関する情報等は、聴覚・視覚障がい学生を問わず、どのような支援が必要か確認することが重要であるとの意見があった。

【精神障害学生の支援①分科会】

本分科会では、障害の中でも見た目では判断が難しい精神障害のある学生について情報交換を行い、各大学が抱えている課題、意見について懇談した。

1. 見た目でわかりにくい障害や疾患に対する合理的配慮の範囲

身体障害は、比較的見てわかりやすい障害であることと、障害のある部位(機能)の支援であることから、耳の代わり、目の代わり、手の代わりといった、比較的配慮の基準をつくりやすい障害といえるが、精神障害は、見えにくくわかりにくい疾患であるがゆえ、配慮の必要性や範囲の基準をつくることが非常に難しい。

例えば、どうしても出席できない科目があるという学生の場合、本人から配慮を要請する意思表示により支援を行うケースがあるが、一方で精神疾患だから意思表示ができず、 支援を受けられないでいる学生もおり、支援する側としても、どこまでが合理的なのかを 悩み、教員も他の学生との公平性という面で判断に迷っている。

2. 教員の理解不足と教員間の温度差

授業形態の中でグループワークが中心となる場合、発達障害のある学生、また精神障害のある学生がグループに入るとそのグループの活動がうまくいかないというケースもある。このようなケースの場合、「その学生と一緒のグループになりたくない」という学生がでてきたり、教員の理解不足から、教員自らがいじめを助長するような発言をしてしまうことが実際に起こっている。

高年次になるとワークショップやフィールドワーク等の授業も増えてくるが、発達障害 や精神障害のある学生はこのような対話形式を苦手としていることが少なくない。あえて 参加させる教員もいれば、別の形式で個別評価するといった配慮を行う教員もいる。

このような学生が増えていることで、今後の配慮のあり方として、例えば、本人が苦手とするスタイルの授業ではなく、対応可能な授業を受講できるよう検討している大学がある。また、工夫できることとして、グループの中に理解のあるファシリテーターを割り当て、さらに、発達障害や精神障害のある学生にもタイムキーパーなどの役割を与える等、全員で役割分担をする方法もあるという意見もあった。

3. 個人から組織としての対応へ

直接当該学生と関わり、授業時間を過ごすのは教員であるため、教員は障害に対する適切な理解をもち、学生への配慮を行うことが求められる。もちろん、配慮やそれにかかる 負担を教員個人が抱え込まないよう、相談できる職員や組織があることが重要となる。組 織的に支援する体制があれば、負担が個人に偏らずに教員も学生も、また周りの学生も救 う術が生まれる。

一方で、本分科会参加大学の中には通信制をもつ大学が複数あった。組織があっても、通信制の場合は授業が土曜日や夏期休暇中など窓口となる事務室や保健センターが閉室している場合があり、当該学生が困りごとを相談に行く窓口がなく、保健室で横になることもできない、といった課題が浮き彫りとなった。

こうした各大学の担当者が個別で抱えている課題を懇談し、引き続き、良い事例および 工夫により対応できた事例を情報共有していきたい。

【精神障害学生の支援②分科会】

本分科会では、教員、臨床心理士、職員(教学課・キャリアサポート課・障害学生支援 担当部署) それぞれの立場から、精神障害のある学生へのサポート方法や支援体制につい て情報交換を行った。

1. 個別性の高い障害

精神障害は、大学入学前の成育歴の中で発症するケース、大学生活の中で発症するケースに加え、発達障害の二次障害として精神障害を併発するケースなど、発症に至る経過や障害特性が個人により大きく異なる。発達障害をベースに持ちながら、育ってくる段階でいじめを受けたり、成育に問題があったりと育ってくる環境に問題があると思われるケースなどでは精神障害の支援だけでは不十分なことも多い。

精神という見えにくく、特徴を掴みにくい部分に障害を抱えている学生に対して、どのようにサポートするか、向き合っていくか、どこまで合理的な配慮をするかということに悩みながら、各大学が手探りで対応している。

2. 学内・学外連携の大切さ

本分科会には、医療・福祉系の国家資格合格を目標にしている大学からの参加が複数校あり、精神障害のある学生が学外実習で自身の問題に直面する例がいくつか報告された。コミュニケーションの行き違いや心身のコントロールがうまくいかずに疲れやすいといった症状が表面化してくるが、これを職業選択について考え直すいい機会と捉えて「長所をいかした場所を一緒に探しませんか」となるケースもある。しかしそれらの状態が解消されないままで就職活動となると、業界や就職先のイメージに対して学生自身が拒絶反応を示し、実際の面接でもうまくいかないこともある。

学生が正しい病識をもって卒業して、どのような形であれ社会と繋がっていくために、 学生と関わる学内の教職員と実習先や支援機関等の学外機関が連携をとることが大切とい う意見が多くあった。

3. リスクマネジメント

精神障害のある学生の特徴として、不眠や落ち込み状態が続くなど様々な要因により不調となり、休学から退学、最悪の場合には自殺に至るということも考えられる。そこでリスクマネジメントの取り組み例についていくつか情報提供があった。

全学生を対象に資格取得のために必要な科目を特定回数以上欠席した場合に担任から保護者に連絡しているという例が挙げられた。大学と保護者が学生の「今」の状況を共有す

ることは、引きこもりや不登校の防止に有効な取り組みとして共有した。また、ポートフォリオシステムを活用して学生の状況をタイムリーに把握している取り組みも紹介された。 休学中の学生に対して月に一度、報告書を提出してもらうことで状態を把握し、退学のリスクを減らしている大学もある。

自傷他害に対しては、医療機関との連携が重要である。学校医に精神科医を置き、学生の治療に加えて、教職員に対して学生への対応方法などについてアドバイスをもらっている例が紹介された。学生が自ら命を絶った場合、教職員は遺族への対応や学生へのケアやフォローなどに追われることになり、大変なストレスを抱えることが予想される。自殺という重大な出来事には、学内のどの部署も傷ついている。教職員の心のケアや後追い自殺防止のために、外部の臨床心理士が介入する「緊急支援」の仕組みを知っていることも必要であろう(大学への介入は各都道府県臨床心理士会により異なる)。

4. 支援者が疲弊しないために

実際の支援の場面では、相談時間が長時間に及ぶ、また学生の言葉や言動に支援者が振り回されてしまうこともある。どこまでが合理的配慮か非常に線引きが難しい障害ではあるが、支援者自身がコミュニケーション技術や障害に関する知識を身につけて、質の高い支援を実施することが大切である。

【ロールプレイを用いた支援の実践分科会】

障がい学生への支援業務は、オープンキャンパスから受験、入学後の支援や就労について、障がい学生や関係者の面談から始まる。

今回、関西障害学生支援担当者懇談会では初めての試みとなる「ロールプレイを用いた 支援の実践」を行った。参加者は教員、カウンセラー、支援担当者など様々な方々であり、 取り組みや課題についての情報交換とロールプレイを行った。

1. ロールプレイの準備について

まず、ロールプレイを行うために全員で相談内容や場面の絞込みと情報共有を行い、コミュニケーションに困難があると思われる発達障害やパニック障害、統合失調症、メンタル面で困難を抱える学生を対象とする想定で行った。具体的には、①面談途中に何度も同じことを一方的に繰り返す②何度も電話をかけてくる(通信制大学など)③学習支援の相談④グループ・クラブ活動の相談⑤本人は何も困っていないと言うが、周りや教員が困っている⑥奇抜な発言をする⑦相談予約なく来室し、いつもの相談者が不在のため別のスタッフが対応する場合⑧攻撃的な学生、等々があげられた。

2. ロールプレイの実施について

2つ(3名と4名)のグループに別け、それぞれ相談者(学生・保護者)、支援担当者(相談受付)、観察者(兼タイムキーパー)の役割を決めて、1 役 10 分で交代した。具体的には、次の4つが行われた。

学生からの相談例は3つあった。①「授業中、他の学生から無視され、悪口を言われるので、大学から注意してほしい(そして、相談途中に何度も自分の学部、名前を言う)」②「クラブ活動仲間と同じ授業を履修しているが、話かけても挨拶や話をしない相手が悪いと思うので何とかしてほしい」という2例については、支援担当者役はその時の状況を聞き取り、本人の見方や考え方に同意しながら相談学生が相手の立場も考えられるように質問をし、視点を変えてみることを丁寧に話し合い、対応について一緒に考えた。また、③「イライラして授業を抜けてきた、話をきいてほしい」という例で、バカは嫌い、先生もむかつく、殺したい等、攻撃的な発言が多い場合に対して、支援担当者役は笑顔や雰囲気で和ませつつ、どうしてイライラするのか、本人の置かれている状況を尋ね、冷静に、のみこまれないように対応した。

保護者同伴の相談例として、④「自分は何も困っておらず、先生に言われて保護者同伴で相談にきた」例があった。支援担当者役は状況を把握するよう努め、話を繋ぎ合わせると、教室も時間割もよくわかっておらず出席できていない、授業にもついていけず単位が

取得できていない状況が把握でき、どのような支援があるか一つ一つ提案、説明した。診断を受けているか尋ねることは迷ったため、ロールプレイ後に尋ね方や提案方法について皆で一緒に検討した。

3. ロールプレイ体験後について

全員で振り返りと感想を述べ合い、観察者の意見を参考に対応を考えたり、情報共有を 行った。参加者の立場や大学の環境は様々であるが、今回のロールプレイを通して、相談 者側を理解することにも繋がったと考えられる。日頃の課題や面談について今回得た客観 的な視点を今後の障がい学生支援に活かしていきたい。